



第13回名古屋中国春節祭が開催



1月12日(土)より14日(月)の3連休を利用して、毎年恒例のイベントとして当地域に定着した第13回名古屋中国春節祭(主催：名古屋中国春節祭実行委員会、共催：中華人民共和国駐名古屋総領事館)が名古屋・栄の久屋広場・エンゼル広場で開催された。

今回の春節祭には、「江蘇省文化芸術団」「南京小紅花芸術団」などが来日し、華麗な舞踊などが披露されたほか、例年より開催時間が延長され、「四海同春中華灯籠祭」として、200個の極彩色のランタン、うさぎの灯、孔雀の精霊の灯などが灯され、夜の春節祭も楽しむことができた。

会場は、2年前の第11回より「久屋広場」と「エン

ゼル広場」の2会場で同時開催されているが、エンゼル広場会場では、「第6回手羽先サミットneo」が併催され、手羽先を食べながら紹興酒で乾杯する来場者が多く見られた。

主催者発表では、3日間で2会場合わせて、延べ約20万人が来場し、最高記録を更新した。

◇開幕式

12日(土)11時から行われた開会式では、劉軍・第13回名古屋中国春節祭実行委員長による開会宣言に続き、鄧偉・中華人民共和国駐名古屋総領事、大村秀章・愛知県知事、廣澤一郎・名古屋市副市長、小川正樹・一般社団法人中部経済連合会専務理事、嶋

目 次

第13回名古屋中国春節祭が開催	1
河北省・滄州経済開発区内に中日韓産業園が設立	3
業務レポート 訪日外客数 18年も続伸	4
訪中報告 ファーウェイ深圳本社を訪問して	5
交流記録	6

2月以降の行事案内	6
西安デスクNEWS	7
青島デスクNEWS	8
寄稿 対中取引に関する基本法についての解説と実務：中国会社法(6)続き	9
寄稿 <中国現地法人のガバナンス強化について>(前編)	12
中国短信	15
中国経済データ	17

尾正・中部経済同友会代表幹事、藤森利雄・名古屋商工会議所副会頭、岡崎温・公益社団法人日本中国友好協会理事長、及び岡谷篤一・一般社団法人東海日中貿易センター副会長によりテープカットが行われた。

◇祝賀会

開会式終了後に、来賓はじめ関係者は会場内を一周し、その後名古屋市内のホテルに移動して、祝賀会が開催された。

劉軍実行委員長は主催者を代表し、名古屋中国春節祭の成功は、日中両国各界からの多大な協賛と支援の賜物であると感謝の意を述べた後、「第13回名古屋中国春節祭は、過去の成功経験を総括し、優れた伝統を継承しながらも、新たなブレークスルーとイノベーションを起こした。1つ目は、春節祭の規約を改定し、人事制



劉軍委員長挨拶



極彩色のランタン

度を整えた。2つ目は、実行委員会のメンバーの若返りを図り、春節祭の発展の為、後継人材の育成に取り組んだ。3つ目は、内容を更に充実させ、新たに中華行灯祭を開催し、中国の煌びやかな光で、名古屋の夜に花

を添える事になった」と3つの改善を紹介した。

更に、「名古屋中国春節祭の成功は、日中両国民の平和友好への期待、地域経済奉仕への期待、日中両国民の日中友好への弛まぬ努力の証であり、正に日中の民間文化交流、経済協力が実を結んだ成果である」とし、第13回目となる春節祭の成功に大きな期待を込めて、挨拶を行った。

来賓として鄧偉・中華人民共和国駐名古屋総領事は、「春節は、旧正月を祝う中国の伝統的な祝日である。名古屋中国春節祭は、中国の伝統的な食文化、伝統芸能などを中心とする中国文化を披露し、

両国国民が共に新春の喜びを分かち合うことを願う中日友好のイベントである。今年で13回目に入り、地元の文化交流イベントとして定着してきた。今回は江蘇省文化芸術団、南京小学生友好交流団及び西安娛樂芸術団などが来日し、中国の華麗な舞踊や子供の透き通る歌声、古典音楽などを披露すると同時に名古屋地元の方も多様なパフォーマンスを披露され、名古屋中国春節祭ならではの感動が会場に溢れ、中日民間文化交流と相互理解増進の機会を生かし、両国国民の相互理解と友情の構築に積極的な役割を果たすことを期待している。

当面の中日関係は、正常な軌道に戻り、更なる改善と発展が見込まれている。2018年は中日平和友好条約締結40周年と中日関係の改善を契機に当館は中部地域の各界と連携し、記念大会、記念講演、相互訪問、青少年交流など各地で多彩な記念イベントを開催した。



鄧偉総領事挨拶

皆様のお陰で中国と中部地域の友好交流はより一層盛んになり、相互理解が深まり、中日両国関係の改善に寄与した。

新しい年を迎え、中部地域の皆様の一層のご支援とご努力により中部地域における中日地方民間友好交流を更に深化させ、両国関係の更なる改善と発展の為に新たな貢献ができることを心から期待している」と挨拶した。

次に、大村秀章・愛知県知事は、「昨年は3日間の開催の中で1日大雨が降ったが、15万人を超える来場者があった。今年は3日間晴天と聞いているので、来場者が20万人を超えることを期待している。日本で開催される中国の春節祭では、名古屋春節祭が一番である。どうして名古屋で、このような巨大な規模で開催できるのかと日本中から華僑華人の皆様が視察に来られると聞いている。

中国の春節祭が終了すると春には韓国フェスティバルやベトナムフェスティバル、ベルギー、タイ、ブラジルなどのイベントも開催されるが、圧倒的に中国の春節祭が一番で、是非これからも大いに盛り上がり頂きたい。

愛知・岐阜・三重の東海地区と中部地区が日中関係にとって非常にフレンドリーな地域であり、どんなに日中関係がギクシャクしても常に名古屋・愛知、東海地区の日中関係は春風が吹いている。

何と言っても愛知から中国には1,200を超える会社が進出しており、愛知県には5万人近い中国の方が住んでいる。切っても切れないこの日中関係を、日中友好を愛知・名古屋から盛り上げて行きたい」と挨拶した。

次に、廣澤一郎・名古屋市副市長は、「昨年、名古屋姉妹都市協会の会長として、名古屋の大事な友人である南京市を訪問し、南京の方々に、暖かく迎えて頂いた。日中両国の友好にできる限り尽力していきたい。

名古屋には8万人近くの外国籍の方がいるが、そのうち、中国籍の方が3割を超えている。恐らく、これからも入管法の関係もあり、増えていくと予想される。これまでは多文化共生といわれ、どうやってきたが、これからは、外国人の方がいるのが当たり前となる。名古屋の人口が233万人なので、30人に1人が外国籍となる。小学校ではクラスに1

人くらいが外国籍の児童となる状況。恐らく、5年、10年経つと益々多くなると思う。

名古屋市としては、外国籍の方が市民に溶け込んで快適に過ごせるよう努力していきたい」と挨拶した。

次に、藤森利雄・名古屋商工会議所副会頭は、「本日から開催される名古屋中国春節祭は、獅子舞や変面など本場の芸能に加え、食や物産など伝統的な中国文化に触れ、楽しむことができる貴重な機会であり、日中友好イベントとして定着してきた。私は1995年から97年の香港返還の前まで3年間香港に駐在したことがあり、毎年活気に溢れた伝統行事を拝見することができ、今も懐かしと思う。

昨年は、日中平和友好条約締結40周年という節目の年だった。今では、地元愛知県から500以上の企業が中国に進出するなど、経済交流は益々盛んになり、本日の日中関係を力強く支える原動力となっている。まだまだ対中投資を計画する企業が沢山あり、商工会議所としても、こうした企業を引き続きしっかりとサポートし、経済交流を更に発展させたい」と挨拶した。

続いて、嶋尾正・中部経済同友会代表幹事による乾杯の発声により祝賀会が始まった。

河北省・滄州経済開発区内に中日韓産業園が設立 ～ハイエンド製造、新エネ、IT、AI、物流等分野の企業を誘致～

当センターと業務協力を行っている「滄州市対日招商センター（滄州市対外経済技術合作公司）」からの情報によると、滄州経済開発区内に「中日韓産業園」が設立されることになり、1月8日（火）にセレモニーが開催された。



セレモニーには、郭万義・同管理委員会主任、韓桂昇・北京現代汽車有限公司滄州分公司総経理、稲葉博志・天津矢崎汽车配件有限公司滄州分公司工場長、鄭炫星・滄州現代摩比斯汽車零部件有限公司総経理が出席し、それぞれ挨拶を述べた。

同産業園の開発面積は15km²で、計画では、園内に

ハイエンド製造区（航天科技园、北京工大、清華汽車科技）、商業サービス区（南山小鎮）、物流倉庫区（スマート物流園）、文化教育、健康医療区等5つの機能別エリアを設け、積極的に日本、韓国などのハイエンド製造、新エネ、IT、AI（人工知能）、現代サービス、生態環境保護などの分野において企業誘致を行う。

現在、開発区内には北京現代の第4工場である滄州分公司があり、2018年末までに累計で31.37万台を生産し、納税額は累計で8.67億元に達した。また、天津矢崎汽车配件有限公司滄州分公司は、区内で生産規模最大の日系企業となっている。その他、現代摩比斯、現代ダイモスなど日本、韓国の企業が約20社進出している。

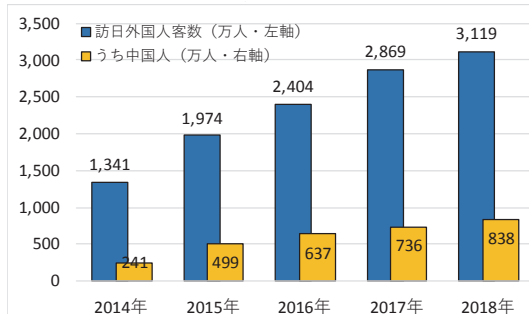
訪日外客数 18年も続伸



日本政府観光局(JNTO)は1月16日、2018年の訪日外国人客数(推計値)が、前年比8.7%増の3,119.2万人となり、JNTOが統計を取り始めた1964年以降、最多となった。

昨年は、西日本を中心に襲った記録的な豪雨をはじめ、台風や地震など自然災害の影響によって一時的に旅行控えが見られたが、訪日旅行プロモーションの成功、好調なクルーズ船需要、グローバルキャンペーンの実施などが功を奏して、通年の訪日外客数では香港を除く主要国・地域が前年超えを果たし、年間を通じて好調に伸びた。

訪日外客数の推移



中国が過去最高を更新

国・地域別では、中国大陆(香港・マカオ・台湾を除く)からの訪日客が前年比13.9%増の838万人(構成比26.9%)と首位、第2位の韓国は前年比5.6%増の754万人(構成比24.2%)となった。3位以下は、台湾476万人、香港221万人、アメリカ153万人の順。

中国は個人旅行市場の拡大を受け、台風の影響で関西空港を一時閉鎖した9月を除く月で同月過去最高を記録、7月には単月として過去最高の87.9万人を記録した。中国ではFIT(Foreign Independent Tour)と呼ばれる、団体旅行やパッケージツアーに頼らない個人旅行者が急増する中、個々のニーズに沿った多様なキャンペーンが実施されたことなどが好調の要因となった。

訪日消費4.5兆円 1人当りは微増

国土交通省観光庁が1月16日に発表した2018年の訪日外国人旅行の消費額(速報)は、前年比2%増の4兆5,064億円だった。

国・地域別に旅行消費額をみると、中国が1兆5,370億円(構成比34.1%)とトップ。次いで、韓国が5,842億円(同13.0%)、台湾が5,839億円(同13.0%)、香港が3,355億円(同7.4%)、アメリカが2,890億円(同6.4%)の順となっており、これら上位5ヵ国・地域で全体の73.9%を占めた。

1人当たり旅行支出は前年割れ

一方、訪日外国人1人当たり旅行支出(速報)は前年比0.9%減の15万2,594円となった。国・地域別の上位5位をみると、オーストラリアが最も高く242,050円、次いでスペインが236,996円、イタリアが224,268円、中国が223,640円、イギリスが219,725円の順となった。地理的に日本から遠く離れ、且つ平均泊数が多い国がランク上位を占める中、中国は近隣国であっても圧倒的な購買力(表・買物代を参照)で上位に入ったが、前年比2.9%減と昨年1位から陥落した。中国では越境EC市場が急速に成長しており、そのツールを活用することで、近年訪日中国人の買い控えが顕著となり、昨年は買い控え総額が約2,000億円と試算された。他にも中国リピーター客による支出の減少や、高級ブランドから化粧品に売れ筋がシフトしていることが支出減少の主な要因とされている。

日本政府は、東京五輪・パラリンピックが開催される2020年に訪日客数4,000万人、消費額8兆円の目標を掲げているが、消費額の達成には1人当たり20万円の支出が必要で、訪日消費に鈍化が見られる現況が続けば達成は厳しい。今後は、人気都市圏以外にも地方への訪日客誘致や、欧米の富裕層の取り込みなど新たな取り組みによって消費喚起を狙いたいところである。

(数字出所：日本政府観光局、国土交通省観光庁HP)

業務グループ 佐合 亨

ファーウェイ深圳本社を訪問して

妙な緊張感

昨年末にあたる18年12月、通信機器大手のファーウェイ(華為)の深圳本社を訪問した。

広東省深圳市にある製造業・IT企業を一週間かけて訪問するミッションに応募し、同社訪問の機会を得たのだが、時期が同社最高財務責任者(CFO)であり、同社創業者の令嬢がカナダで拘束された直後であったため、我々一行は妙な緊張感を持ちながら訪問した。

まさかの対応者

深圳市中心部から北へ30分ほどマイクロバスに揺られファーウェイ本社に到着。バスを降りて最初に会議室に案内いただいたが、まずその案内係の方に驚かされる。中国の人にしては妙に腰が低いのである。“本当にこの人、中国の人なの？”と変な疑念が沸いたところ、ファーウェイジャパンの渉外部長の肩書を持つ日本人であると聞き、ようやく疑念が晴れた訳だが、我々を含めた日本人客に通訳なしで対応できるよう、わざわざ東京から出張してくれたのだという。そして会社紹介も衝撃的な内容が盛りだくさんであった。

研究開発こそ“人海戦術”

同社の成長要因として最初に挙げるべきは、圧倒的な研究開発体制である。研究開発こそ“人海戦術”でやるべきとの方針を掲げており、従業員約18万人のうち4万人は研究開発者。売上に対する研究開発費率は10%と、トヨタ自動車の約4%を大きく上回る(研究開発費は約1兆円で、トヨタと同規模)。同社は日本進出時に初任給40万円で新卒者を募集したことで一時話題になったが、こうした根底があった訳だ。

独自の人事労務管理

人事労務管理も個性的と言わざるを得ない。定年が45歳と極めて早い。定年が早い分、余生を送れる分の報酬も用意されているとのことで、従業員の雇い方はプロスポーツ選手に対するものとはほぼ同じである。

報酬は現金のほか、持株会を通した株式取得もあ

り、この持株会制度も独自性がある。株式は定年時に時価(非公開会社であるため、監査法人の評価額)で会社買い取ってもらうことも、持ち続けることもできるそうだが、チームや従業員個人の業績が株式の取得数に連動する仕組みになっているという。

株主は労働組合(工会)

同社が中国政府や人民解放軍の息のかかった企業と報じられることが少なくないが全くの間違いであった。株の大半(100%に近い)は労働組合にあたる「工会」が保有しており、工会が従業員持株会を担っている。工会が支配株主という中国でも特異な会社である。

創業者の任正非氏は数%しか保有しておらず、任氏が製造業として大量の従業員を雇って成長し続けるには、株を従業員とシェアすることが最も有効と考えたからだという。任氏の経営哲学は書籍「最強の未公開企業 ファーウェイ 冬は必ずやってくる」に詳しい。

ディズニーランド4個分とも言われる敷地を車中視察したが、大学や公園と見間違える景色が続いた(テレビやネットで伝えられている通り)。なお、深圳には工場はなく、隣の東莞市に何年も前に移転したという。

新冷戦下の日本の立ち位置

こちらから聞くまでもなく、先方から米トランプ政権に対する不満が切り出された。基地局やスマートフォンを手掛ける同社だが、基地局のスペックがひと昔前のスーパーコンピュータと同レベルになっている現在、情報の傍受は技術的にも不可能だという。

(個人的見解と前置きした上で)アメリカはこれまで自国より大きな国に接したことがなく、中国がそうなる前に叩くべく、同社が狙われたのだという。『「ドラえもん」のジャイアンが更に大きなジャイアンに出くわし喧嘩を始めた中で、のび太君はどう生き延びるか考えるべきだ』と日本人として言っておきたいと、我々一行に深く問いかける場面もあった。

なお、通信機器業界では最良の部材を全世界から調達する必要があり、同社は日本の年間対中輸出額の4%に相当する部材を日本から買っているという。

業務グループ課長 中村雅憲

交流記録

＜山東省日照市人民政府外事僑務弁公室＞

1月16日、王宏坤・山東省日照市人民政府外事僑務弁公室領事礼賓科科长(写真左)が来名し、大野常務理事兼事務局長と石原業務グループ長が対応した。



王科長は、2005年の中国駐名古屋領事館開設メンバーの1人として勤務した後、日照市政府に帰任。今回は、第13回名古屋中国春節祭に日照市から2社が出展した関係で来名した。

王科長から、近く日照市の駐日事務所を東京に設置し、駐在が決まったとの報告があり、正式に着任してから当センターと連携し業務を進めたいと協力要請があった。また、日照には中国自動車大手の長城汽車の完成車工場が建設中で、港も整備されていると紹介があり、視察の要望があった。

＜煙台市招商局＞

1月23日、陳才坤・煙台市招商局副局長が来名し、大野常務理事と石原業務グループ長が対応した。煙台市に所属する蓬萊市が文化・観光分野の交流イベントを名古屋で開催することを計画しており、その打ち合わせのため来訪したもので、面談には会員企業の日中平和観光㈱も同席した。

打合せの結果、3月26日(火)に名古屋市内のホテルで開催することが決まった。

蓬萊市は、中国三大ワイン産地の1つとして中国では知られ、世界的に有名なワイン産地であるフランスのボルドーやイタリアのシシリーと同じ緯度に位置し、陽光、海岸、砂礫土という3条件が揃っていることから、蓬萊は世界の7大海岸ワイン生産地の一つにも数えられているとのこと。ただ小規模のワイナリーが多く、中国国内でも簡単に入手できないという。3月の蓬萊市のイベントで、是非とも蓬萊のワインを味わってみたいものである。

2月以降の行事案内

主催セミナー

「企業が知るべき中国環境規制と実体～入門編～」

日 時：2月15日(金)13:30～16:30

会 場：名古屋商工会議所ビル3階 第6会議室

講 師：北京大野木環境コンサルティング有限公司

大野木昇司 総経理

参 加：60名(先着順)※会員無料

共催行事

「米中新冷戦と日中新時代の行方

～中国外交の内幕から読み解く～」

日 時：2月16日(土)14:00～16:30

会 場：名古屋商工会議所ビル2階ホール

講 師：宮本雄二 元中国特命全権大使

参 加：150名(先着順) ※参加無料

主 催：東海日中関係学会

東海日中海運懇話会

特別講演会

「新しいAEO企業認証基準の解説と分析」

日 時：2月27日(水)15:30～17:00

会 場：名古屋商工会議所ビル5階 会議室D

講 師：劉航 TJCCコンサルティンググループ
業務副総経理

参 加：無料

主 催：東海日中海運懇話会

主催セミナー

「中国税務アップデート ～税務全般の基礎から 最新の個人所得税改正までプロが解説」

日 時：3月8日(金)13:30～16:30

会 場：名古屋商工会議所ビル3階 第6会議室

講 師：前田勝己 公認会計士・税理士

参 加：60名(先着順) ※会員無料

「長安号」2018年運行本数が1,235本に

西安国際港務区管理委員会は、中国—ヨーロッパ（中央アジア）間の国際定期貨物列車である中欧班列「長安号」の2018年の運行本数が1,235本（前年比6.37倍）であったと発表した。うち中央アジア向けの往路便が518本、復路便が77本、ヨーロッパ向けの往路便が227本、復路便が413本であった。総貨物輸送量は120.2万t（同5.18倍）で、西安税関が管理する貨物価値は17.2億ドル（同8.7倍）であった。2018年の「長安号」は積載率、輸送量、運行本数の3項目で国内にある中欧貨物列車運行都市別の首位となった。

西安国際港務区は2018年、積極的に新規路線を開拓し、新たにミンスク（ベラルーシ）、テヘラン（イラン）、ヘント（ベルギー）、ミラノ（イタリア）、リガ（ラトビア）の5路線の運行を開始した。現在、中欧アジア・ヨーロッパ向けは11路線あり、主な供給源がカバーされ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカなどの国々と継ぎ目のない接続が可能となる陸・海・空のネットワークによる立体的なシルクロード開放ルートを構築し始めた。



中欧班列「長安号」

「長安号」は現在、民営化による運営を採用しており、有力物流企業に運行路線を請け負わせる形で新規参入を呼び込むことで運営レベルを引き上げている。現在、「長安号」の運行は2018年年初の1日平均1～2本から3～4本に増加しており、輸送貨物は建設機械から徐々に服装、電子設備、食品、自動車などの全品目に広がっている。

ある専門家は、「港湾・EC・産業と繋がる運営」モデルが「長安号」を対外的にオープンなツールへと変化させ、地理的に不利のある西安市を最前線の開放都市に押し上げ、急ピッチで貿易の発展と産業の集積をもたらした、と分析している。

「長安号」の日通専用貨物列車が西安港を出発

12月20日、中欧班列「長安号」日通専用貨物列車の出発式典が西安港で行われた。日通専用貨物列車は41コンテナを搭載し、主に液晶ディスプレイ、コピー機、カメラ、エアーコンプレッサーなど高付加価値の貨物を取り扱う。コルガス（新疆ウイグル自治区）から出国し、カザフスタン、ロシア、ベラルーシ、ポーランドを経て終着駅のドイツ・デュイスブルクまで運行する。運行日数は15日で、貨物は主に中国に拠点がある日系の大手企業が中心。今回の運行便の貨物価値は1,700万ドルと、「長安号」が開業して以来、1編成あたりの最高額となった。日通は今年3月から定期運行を目指す。



出発式典の様子

今回の日通専用貨物列車の運行は日通と西安国際陸港投資発展集团有限公司（以下、陸港集団）の長期的な協力関係と堅固な協力体制により実現した。提携相手の陸港集団は、西安国際港務区管理委員会が全額出資する大型企業集団で、西安港及び西安国際港区の運営主体。日通は2013年に西安総合保税区内に、日通国際物流（西安）有限公司を設立以来、中国に拠点を持つ日本企業に保税倉庫、保税物流などのサービスを提供してきた。

日通は、過去に経済産業省の受託事業の一環として、中国の各地で鉄道輸送の性能テストを実施した経緯があり、その過程の中で「長安号」のリードタイムやサービス面等で高い評価を与えていた。

同社現地法人の西安進出にはこのような背景がある。

レポーター



東海日中西安デスク

代表 賈育林

（西安国際港務区
投資合作促進局 局長助理）

ボアオ・アジアフォーラム、6月に青島で開催

ボアオ・アジアフォーラム・グローバル健康フォーラム大会の開催説明会が12月29日に行われ、2019年6月11～12日に青島市の国際コンベンションセンターで開催されることが発表された。青島市での開催は初となる。本大会は、ボアオ・アジアフォーラムと山東省政府による共催で、同大会の組



大会の開催説明会

織委員会と青島市政府によって運営される。

今大会は「どこにでもある健康」をスローガンに、「誰もがなれる健康」をテーマに、ヘルスケアの関連分野の問題にスポットを当てディスカッションを行い、グローバルな協力を促進する。期間中は「全人類の健康の実現」、「あらゆる政策に溶け込む健康」、「イノベーションによる健康の促進」の3本のテーマ別に関連フォーラムを行い、他にも関連する博覧会や青島市民に向けた健康提唱などを行う予定である。

李保東ボアオ・アジアフォーラム秘書長は「今回、青島市の国際化の度合いやサービスレベル、大規模で国際的なコンベンション開催におけるスキル、会場や施設の状況、衛生・健康産業の発展計画や発展レベルについて視察を行い、総合評価として青島市を初の開催地に決定した」と経緯を述べた。

陳馮富珍大会主席は「初めて青島を訪れたが、都市の外観・街並み、市民の素養に魅了されている。青島での大会はハイレベルで且つ総合型、開放型、包括的な大会として盛り上がる。大会終了後には、青島は世界から再び注目を浴びることになるだろう」と述べた。

ボアオ・アジアフォーラムは、非政府・非営利の国際組織で、アジア地域における提携とグローバルな共同発展の促進に尽力し、同時に国民生活に関する重要問題にも注目し、グローバルな健康管理のディス

カッションに積極的に参与している。前年7月にグローバルなハイレベル会話及び協力のプラットフォームとして「グローバル健康フォーラム」の設立が発表されていた。

青島港の海鉄複合輸送、100万TEUを突破

先頃発表された最新統計データによると、2018年通年の青島港の海鉄複合輸送量は前年比48.7%増となる115.4TEUに到達し、中国国内の港湾別で4年連続1位となったことが分かった。青島港は、現在コンテナ船の航路ルートに160余本あり、華北地域では最大の港湾となっている。陸路においても国際列車線5本を含め計40本が開通し、青島市・青島港・山東省間のネットワーク化の配備、並びに中央アジアへの直行便が形成されている。



アジア初の青島港・全自動化コンテナ埠頭

グローバル企業トップ500社の誘致を強化

青島市は「グローバル企業トップ500社及び業界のリーディング企業との提携を深化させる行動計画(2019-2020)」を発表した。計画実現のためにハイレベルな対外開放の重点戦略を推進し、イノベーションや改革モチベーションなどを高め、「一業一策(企業毎の特定政策)」の実施、「双百千(200項目、2千億超)プロジェクト」を推進し、現代化した経済システムを打ち立て、リーディング産業の発展を枠組みとする新しい成長エネルギーを形成する。2020年には青島市全域でグローバル企業トップ500社のうち30社以上の誘致を目標としている。

レポーター



東海日中青島デスク

代表 宋曉華
(青島市商務局主席記者)

対中取引に関する基本法についての解説と実務： 中国会社法(6) 続き

—— 董事、監査役、高級管理職員の義務と責任 ——

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智、高華鑫

(前号の続き)

以下、幾つかの典型的な判例を通じて、董事、監査役、高級管理職員が忠実の義務および勤勉の義務に違反し、および会社がその法的責任を追及する具体的な事例について紹介し、解説する。

判例 1：『法定代表者兼執行董事が会社財産を横領した案件』（案件番号：(2017)滬01民終13088号）

① 事実関係

Z社は2016年1月15日に設立し、出資者はA社および甲（甲は2015年6月26日から2016年7月21日の間、A社で勤務し、労働関係にあった）であり、その内、甲はZ社設立時の法定代表者、執行董事である。

また同時に、B社は2016年1月28日に設立し、出資者パートナーはそれぞれA社および案件外の人物乙であり、その内、Z社が執行事務パートナーで、甲は代表として派遣されていた。

上述の通り、密接な出資関係にあるA社、Z社およびB社の財務システムはすべてA社で一括管理していた。

2016年の春節（旧正月）前の大晦日に、甲はZ社を代表してA社から85,000元を借り入れた。よって、甲はA社の『仮伝票』の「代金受取人の署名」欄に署名し、Z社も『仮伝票』に押印して確認したが、『仮伝票』には「期日」、「番号」、「返済予定日」、「科目」、「財務主任」、「記帳」、「出納」、「部門主任」および「書類作成者」などはすべて未記入のままであった。これに対し、A社法定代表者は『仮伝票』の審査意見欄に「同意する」と記入、署名している。

2016年2月5日、A社は甲の銀行口座に85,000元を送金し、銀行の振り込み明細書の但し書きおよび摘要にはいずれも「Z社への借り入れ」と記載した。しかし、この送金の当日と翌日、甲はこの85,000元から27,000元を4名の従業員（当該4名の従業員は

実際にはA社と労働契約を結んでいた）の口座にそれぞれ正月費用と称して振込み、残る58,000元は甲の所有とした。

2016年7月21日、A社は甲との労働契約を解除した。その後、Z社も甲の法定代表者および執行董事の職を解任し、2016年8月17日、8月24日にZ社は自宅に通知を送付して、甲に対してZ社がA社に借り入れた85,000元を返還するよう要求した。

しかし、これに対して甲は、上述の85,000元は彼がZ社の法定代表者、執行董事としての職権を履行して従業員に支払った正月費用であり、既にZ社に精算しているとして、上述の85,000元の返還拒否を主張した。

これに対し、甲は『費用精算票』の写し（甲は『費用精算票』原本を既にZ社に渡したと主張）を提供している。この精算票には、コンサルタント費78,000元、交通費2,000元、飲食費5,000元、合計85,000元、ならびに『2016年春節の従業員の給与は、借り入れと相殺』という記載があり、かつ、甲はZ社の法定代表者という審査する側として確認同意の署名をしている。

Z社は甲の上述の弁解を認めず、何度も支払を督促したが効果が無かったため、Z社は現地の裁判所に対し、上述の金額85,000元ならびに期間超過の利息について甲がZ社に支払うよう判決を要求する訴訟を提起した。

② 判決について

i. 第一審判決

第一審裁判所は本件の審理後、本件におけるZ社と甲との85,000元の係争は、A社によるZ社への貸し付けであり、および、実際に支払った先は甲の銀行口座であることに異議は無いことから、本件の争議の焦点は甲が主張する、当該金額は正月費としてその従業員へ支払ったが、実際にはA社の4名の従

業員であったため、Z社の代理として支払うという職務行為を構成するか否かであると考える。

これに対し、Z社は、甲の85,000円の支払行為とZ社は関係が無く、A社から借り入れた85,000円をZ社は受け取っていない故に、Z社に返還すべきであると主張した。

これに対し、甲は当時のZ社の執行董事として、Z社設立を祝って正月費を支払ったのであり、更にこれを受け取った従業員2名の証人としての証言および『費用精算票』の写しを提出し、受け取った85,000円はコンサルタント費、交通費、飲食費の形式で精算したことを主張した。Z社の会社定款および工商登記資料によると、甲は法定代表者、執行董事として社印をもって会社の日常事務を処理する権利を有しており、正月費の支払なども含まれている。

第一審裁判所は、民事訴訟の証拠規則に基づき、Z社はまず自ら訴訟請求における挙証責任を果たす必要があるとし、そうしなければ不利な結果を招くことになる考えた。また、甲の抗弁と反証の提出に対してZ社は客観的な証明責任を負う訴訟発起人であり、挙証できない場合は不利な結果を負うと考える。

双方が有する証拠から見ると、甲の提出した証人の証言及び『費用精算票』は、Z社よりも優位な証拠といえるものである。更に、現有する証拠および道筋からみると、本件係争である85,000円と密接な関連がある『費用精算票』の原本、85,000円の金額の財務の帳簿記帳、会計簿および証書などはすべてZ社にあるはずである。しかし、Z社は甲のその案件金額が職務の履行であり、従業員に正月費を支払ったという事実を認めていないが、上述の証拠資料を証明のために提出しておらず、Z社が挙証責任を果たせない場合は不利な法的結果を負うことになる。即ち、甲の主張する金額の使用は具体的で合理的であり、現有する証拠では甲の関わる金額が不法な横領であったと判断することはできないと考える。

よって、第一審裁判所は、甲の抗弁する事実は信頼性があり、Z社の訴えは十分な事実および法的根拠が欠乏しているため、支持は難しく、よってZ社の訴訟請求はすべて棄却するとした。

ii. 第二審判決

A社は第一審判決を不服として上訴を提起し、甲はZ社を代表して85,000円を借り入れて、従業員に

支払った正月費は甲が独断で処理したものであると主張した。また、甲が提出した『費用精算票』には期日、番号、財務担当者の署名も無いため、明らかに証拠としては瑕疵があることを主張した。

第二審裁判所による審理後、本件第二審の紛争の焦点とは、甲の85,000円の借入れの処理が適切であったか否かという点であると考える。

本件の調査によって判明した事実および甲自身の陳述によれば、甲は上述の金額を受け取った後、その内の27,000円を正月費の名義でその従業員に振出し、残額を正月費の名目で自分自身に支払っている。

これについて本裁判所は、Z社はA社から85,000円を借り入れし、甲は当時Z社の法定代表者で執行董事であったので、当該金額は会社の合理的な生産経営に用いるべきである。しかし、この借入れ金額の実際の用途から見れば、甲はその内の27,000円を正月費の名目でZ社に所属していない人員に支払い、その残額は自分自身に支払っている。甲の上述の行為はZ社の正当な授權を受けておらず、明らかに正常な職務履行の権限を逸脱している。

甲が提出した『費用精算票』の写しは、上述の85,000円の借入れがお正月の従業員への賃金と相殺であるということを証明しているという主張に対し、本裁判所は、甲は上述の金額をZ社の財務帳簿に計上せず、当該金額の使用もまた財務帳簿の記録ではなく、故に費用精算の相殺は存在しない。同時に、当該『費用精算票』の形式からみて、番号、期日、財務担当者の署名も無く、更に精算に必要な原始証書の貼付もないことから、この費用精算票は財務精算証書の形式に合致しておらず、借入れへの相殺を証明するには十分ではないと考える。

上述の通り、第二審裁判所は当該85,000円の貸借関係はZ社に帰属するものであり、甲はZ社の生産あるいは経営に用いておらず、無断で処理したものである故に、Z社が甲に当該金額の返還および適切な利息の支払を求める訴訟請求は合法で根拠があり、これを支持すべきと考える。原判決は不当であるとし、法により判決を変更する。

③解説

これは、会社の法定代表者兼執行董事による会社財産の使い込み、横領についての典型的な判例である。

本件ではZ社の法定代表者兼執行董事である甲の

在職期間において、Z社は出資者A社から借り入れた金額を正月費の名目でその従業員および甲自身に支払ったが、実際には当該のメンバーは出資者A社の従業員であった。このとき、甲の正月費を支払うということについてZ社の法定代表者兼執行董事の職権範囲内であるか否か、ということが、甲のZ社に対する忠実の義務への違反か否かについての大きな判断基準となったのである。

これに対し、第一審裁判所と第二審裁判所には異なる認定がなされた。

第一審裁判所は、甲が提出した正月費の支払についてZ社に精算したこと、ならびに『費用精算票』の写しにより、Z社がこの主張を認めないのであれば適切な財務帳簿の会計簿および証憑などの財務資料を提出する必要があるとし、そうしなければ挙証責任を果たせず、法的に不利な結果となるとし、双方が提出した証拠の蓋然性の原則および主張する者が挙証すべきであるという原則に基づき、甲の主張を支持し、Z社の主張を棄却した。

しかし、第二審裁判所は、甲はA社からの借り入れを正月費の名目でZ社に属していない従業員および甲自身に支払ったため、Z社の正当な授權が必要であると考えた。しかし、証拠には『費用精算票』の写ししかなく、更にそれには番号、期日、財務担当者の署名および精算に関する証書原本が貼付されていないため、甲が支払った正月費がZ社の授權によるものとして証明するには十分ではなく、よってその職権範囲の逸脱であると判断したのである。

以上の通り、第一審裁判所、第二審裁判所で異なる認定が下されたのは、『費用精算票』の写しの持つ証明力についての意見が分かれたと言える。これに対し、当稿は第二審裁判所の認定を支持しており、その理由を簡単に下記に述べる。

①まず、当該85,000元のコ額は甲がZ社を代表してA社から借り入れたのであり、この金額の所有権はA社にあり、この点について争議は無い。当該金額85,000元とはZ社の資産であり、甲はZ社の法定代表者兼執行董事としてこの金額を使用する場合、Z社の正常な生産経営に用いるべきであるが、実際には正月費の名目でZ社に属しない4名の従業員および甲本人に支払っており、これはZ社の正常な生産経営範囲とは言えず、甲はZ社の認可を得る必要があったのであり、Z社の財政上の支出、精算の手續の規定にも合致させる必要があった。

②しかし、甲が提出した『費用精算票』の写しを見ると、そこには『コンサルタント費78,000元、交通費2,000元、飲食費5,000元、合計85,000元』と記載され、甲の主張する「正月費」の名目で従業員に支給した27,000元および自身への58,000元については、費用項目の内容あるいは金額も合致していない。更に、この『費用精算票』には番号、期日も無く、財務担当者の署名も無く、貼付されるべき領収証などの原始証書も無く、有るのは甲自身の署名だけであり、甲はその他適切な証書をもってこれを証明できていない。よって、当該『費用精算票』が普通企業財務精算票の形式および精算の流れの規定に合致していないのは明らかであるため、筆者は当該証拠の真実性には疑問があり、その証明力は十分ではないと考える。

上述のことから、筆者は、本件において甲が無断でZ社としてA社から借り入れし、正月費の名目でZ社に属しない4名の従業員および自分自身に支払をしたことは、Z社の財産の使い込みや横領に属し、Z社は法によって甲に返還を要求できると考える。

(次号に続く)

＜執筆者プロフィール＞

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大学法律学院(民商法)卒業後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年4月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在华企業の企業法務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高级人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本的大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に(一社)東海中貿易センター中国法律顧問に就任。



＜中国現地法人のガバナンス強化について＞〈前編〉

三菱UFJ銀行

国際業務部 中部室 調査役 安藤 努

1. 日系企業の海外進出動向

外務省が毎年発表している「海外進出日系企業実態調査」（2017年10月1日時点）によると、海外に進出している日系企業の総数(拠点数)は、75,531拠点となり前年より3,711拠点(約5.2%)増加し過去最多となりました。

国別では中国32,349拠点(約43%)、米国8,606拠点(約11%)、インド4,805拠点(約6.4%)、タイ3,925拠点(約5.2%)、インドネシア1,911拠点(約2.5%)、ベトナム1,816拠点(約2.4%)の順となっています。中国が全体の4割を占めていることから、海外進出の中心は中国といえることができます。

中国への日系企業が進出する大きなブームは過去3度ありました。最初の進出ブームは、鄧小平の対外開放政策を受けた1980年代半ばで、繊維など軽工業分野が中心でした。2度目は90年代前半から97年のアジア通貨危機を受け一時的に減少するまで、電機メーカーとその部品メーカーを中心に進出が続きしました。3度目は、2001年に中国が世界貿易機関(WTO)に加盟した後で、規制緩和と市場開放を背景に進出が再び急増しました。特に2004年からは販社設立が容易になり、多くの企業が進出しました。

現在は4度目の進出ブームと言えます。越境ECを狙った消費財メーカーや和食ブームを受けた飲食業などのサービス業の進出が増加しています。

2. 中国子会社におけるガバナンスの課題

日系企業が中国進出するようになってから、約30年経過していますが、未だに中国子会社のガバナンスには課題があると言えます。ガバナンス上の問題事例は、従業員による不正が多く、近年では送金詐欺や運用詐欺などもあります。企業不祥事は、特別に管理のゆるい会社だけで発生しているものではありません。また、中国に限らず海外子会社に共通して起こりえる問題ですし、昨今の日本企業でも数多く起きていることから、どこの企業でも起こる可能性があります。その為、不祥事を未然に防ぐガバナンスの強化が重要になっています。具体的な不祥事の事例とその対策を説明したいと思います。

事例①	権限者の不正
事象	➤ 中国子会社の取引先における回収遅延で、462億円の貸倒引当金を計上し、連結で234億円の債務超過に陥った。2015年4月に日本本社は民事再生法適用を申請した。 ➤ 中国子会社の元総経理は内部規則を違反して、親族の会社との取引を行っていた。
ポイント	➤ 権限委譲をした総経理に対するチェックが働いていなかった。 ➤ 長期未回収の売上債権の実態について把握していなかった。 ➤ 現地法人の決算書を鵜呑みにして、資金の移動について把握をしていなかった。
対策	➤ 権限者毎の任期を定め、長期間特定の人に権限が集中しないようにする。 ➤ 取引先についての実態把握と相見積りの実施。 ➤ 内部告発制度を導入する。 ➤ インターネットバンキングを導入し、資金の流れを見える化し、抑止力とする。

事例②	M&Aで取得した会社の不正
事象	➤ 大手建材メーカーA社は2014年にドイツ企業B社を買収。更に2015年4月にB社の株式を追加取得したことで、中国子会社C社を連結子会社とした。その後、C社の売上高や資産が実態とかけ離れていることが発覚。その後C社の破産手続きを進めるとともに、同社の借入金に対する債務保証などで約279億円の特別損失を計上した。
ポイント	➤ 先進国の視点・論理に基づく評価基準でデューデリジェンスを行った。 ➤ M&A後の企業統合のプロセスが無く、経営を従前の経営者に任せたまま、経営内容の検証を怠った。
対策	➤ 海外M&Aにおけるデューデリジェンスは、状況に応じて取引先や関連金融機関にまでヒアリングを実施したり買収先トップも含めた調査を行う。特にオーナー企業の場合には、時間とコストをかけて調査する。 ➤ 海外子会社を監査する専門の部署を設置。 ➤ 海外子会社への駐在員を増やすなど不正を事前に発見する仕組みを導入する。

事例③	偽ビジネスメールによる送金詐欺
事象	➤ 海外の取引先になりすまして送信された電子メールによる送金依頼や、電子メールに添付された請求書にしたがい、外国送金を行った結果、送金資金を詐取された。 ➤ 海外の親会社CEO・CFOになりすまして送信された電子メールによる至急の送金指示にしたがい、外国送金を行った結果、送金資金を詐取された。
ポイント	➤ 送金時のルール(送金先のチェック、支払時期、至急扱い時の追加チェックなど)が策定されていない。 ➤ メール受領の際に送信元のアドレスをチェックしていない。
対策	➤ 海外のお取引先から、送金先口座を変更する旨の電子メールを受信した場合や、通常と異なるメールアドレスから送金依頼を受信した場合は、念のため電子メール以外の手段(電話やFAX等)で事実確認を行う。 ➤ 海外の親会社・関連会社の幹部から、電子メールで至急扱いや極秘扱いで送金依頼を受けた場合は、念のため電子メール以外の手段(電話やFAX等)で事実確認を行う。 ➤ パソコンのセキュリティ対策等の実施送金取引やその連絡に利用しているパソコンのセキュリティ対策を行う。海外のお取引先等と送金依頼の電子メールを送受信する際は、暗号化した添付ファイルを用いたり、電子署名を付す等、より安全性の高い方法で行う。

事例④	理財商品詐欺
事象	➤ 大手家電メーカーのグループ会社A社は2016年に10億元の理財商品を大手のB銀行から購入。B銀行からは元本と収益を保証する「承諾書」が差し入れられていた。しかしその後、「承諾書」に押印された銀行印は偽造印であり、紹介された支店長も偽者であることが判明。事実を確認した直後に警察に通報し、一部資金を回収。 ➤ 大手銀行のC銀行北京分行では、支店長の某が理財契約書と銀行印を偽造し、顧客の理財資金16.5億元を騙し取った。被害を受けた顧客は150人以上にもものぼる。顧客からの通報に基づく調査により判明した。
ポイント	➤ 偽者の銀行員とわからずに高額な取引を実施。 ➤ 実際の銀行員が詐欺を行うこともある。 ➤ 資金運用のルールが無い。高利回りの運用を重視し過ぎている。
対策	➤ 理財商品に関わる詐欺が多いことを認識する。北京市高级人民法院(高等裁判所)によると、2013年から2017年にかけて北京法院が受理した一審の金融類行政訴訟案件は607件にのぼり、それ以前の5年間の15倍以上となっている。 ➤ 取引の相手方の確認を怠らない。 ➤ 運用商品や金額上限などの資金運用のルールを定める。

3.中国子会社のガバナンス強化の方法

①コーポレートガバナンスの構築

ガバナンスとは、企業統治を意味します。その中でもコーポレート・ガバナンスは、株主や利害関係者(顧客、取引先、従業員)の保護を目的とした概念であり、企業運営の基本方針です。主に企業活動に対する公平性、透明性を確保する目的で実施され、上場企業による株主重視の経営に活用されています。

○コーポレートガバナンスに関する法規制等の動向

■ 改正会社法

- 平成26年改正会社法(平成27年5月1日施行)では、従来の当該株式会社のみならず、グループ内部統制システムの整備義務が明記(下線部分で大会社に適用)

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」(会社法362条4項6号)

■ コーポレートガバナンスコード

- 平成27年6月1日より、コーポレートガバナンスコードが上場会社に適用され、その中で取締役会・監査役会等の責任も明文化

(海外子会社の監督・監査責任まで具体的に記載されていないものの、連結・持分による上場会社本体への影響度を考えれば、海外子会社のガバナンスも重要)

このコーポレート・ガバナンスの考え方は、海外子会社を含めたグループガバナンスに繋がる概念です。グループガバナンスの手法としては、人事(役員兼任)、実績評価(指標設定、報酬)、情報共有(会議体、報告)、そしてルール(内部統制)の四つが、一般的に用いられます。この海外子会社のガバナンスを構築することが重要です。

○海外子会社におけるガバナンス構築プロセス例

	項 目	内 容
1	本社による海外子会社管理体制の構築	➢内部統制・業務監査による海外経営実態の掌握 ➢経営管理上の課題に対するグループとしての取組
2	海外拠点における内部統制の整備・運用	➢規程・マニュアル等の整備 ➢拠点内の内部統制・リスク管理体制の構築および運用 ➢従業員へのモニタリング、教育
3	本社⇔海外拠点双方のコミュニケーション強化	➢本社⇒海外：会社経営・専門分野における指導・アドバイスの実施、経営管理状況のモニタリング ➢海外⇒本社：経営および事業オペレーションの報告・相談

<執筆者プロフィール>

三菱UFJ銀行
国際業務部
中部室 調査役
安藤 努
名古屋大学
法学部卒業。
1996年入行。



深圳にて来料加工廠独資化プロジェクトを担当。2014年より国際業務部にて中国進出支援をサポート。

〈中国短信〉

◆2017年の特許出願件数、中国が首位

世界知的所有権機関(WIPO)は12月3日、「世界知的財産権指標」年間報告書を発表した。報告書によると、2017年の世界特許出願件数は5.8%増の計317万件と8年連続の増加となった。

2017年の特許出願件数のトップは中国の138万件で、全体の約4割を占め7年連続で首位となった。2位以下は米国の61万件、日本の32万件、韓国の20万件と続き、アジア勢の存在感が際立つ結果となった(表)。

2017年、国別特許出願件数

	国名	件数	シェア
1	中国	1,380,000	43.6%
2	米国	606,956	19.1%
3	日本	318,479	10.1%
4	韓国	204,775	6.5%
5	欧州特許庁※	166,585	5.3%
6	ドイツ	67,712	2.1%
7	インド	46,582	1.5%
8	ロシア	36,883	1.2%
9	カナダ	35,022	1.1%
10	オーストラリア	28,906	0.9%
	世界合計	3,168,900	—

情報元：WIPO（シェアは独自で算出）
※欧州特許条約の締結国38カ国合計の件数

各特許庁の受理増減率(前年比)では、米国が0.2%増、日本が0.03%増、韓国が1.9%減と伸びが横ばい・減少する中、中国は14.2%増と高い成長率を示した。

新規市場での経済活動拡大意図を表す出願人の出身国別国外特許出願件数では、米国が約23万件と首位を守り、次いで日本(約20万件)、ドイツ(約10万件)、韓国(約7万件)、中国(約6万件)の順となった。前年比増減率では、中国が15%増と日本の2.1%増(同2位)、米国の2.0%増(同3位)を大きく引き離れた。

商標権、意匠権の出願でも中国はともに首位だった。商標出願においては、世界全体で1,239万区分について推定911万件の商標出願が行われ、出願で指定された区分数は前年比26.8%増となった。うち中国は570万区分での出願があり最多を記録、次いで米国が61.4万区分、日本が56.3万区分と続いた※。

意匠出願においては、世界全体で124万点のデザインを含む推定94.5万件の意匠出願が行われ、うち中国は世界全体の50.6%となる62.9万点のデザイン

を含む意匠出願があった。

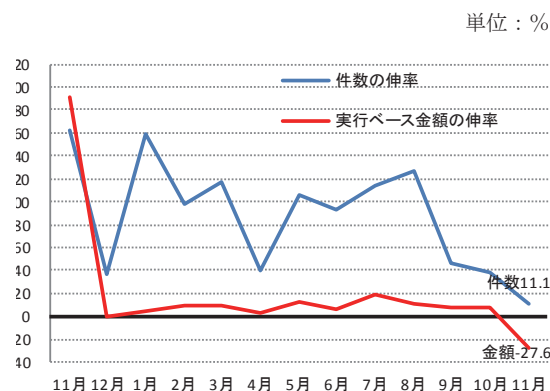
※商標出願件数は、商標出願で指定された合計区分数を表している。

◆11月の中国外資導入、導入額が大幅減少

中国商務部は12月13日、外資導入実績を発表した。1～11月の累計は、中国への新規進出件数が前年同期比77.5%増、外資導入額(米ドルベース)が同1.1%増だった。11月単月は件数が11.1%増、導入額が27.6%減となり、導入額で大幅なマイナスとなったが、商務省はこの原因について「比較対象となる前年同月の数値が大きかったため」とした。

1～11月の外資導入の中身を見てみると、製造業の外資導入額は前年同期比16%増(元ベース、以下同)で、うちハイテク分野は同30.2%増と高い伸びを呈した。国別の外資導入額は、韓国、イギリス、日本、アメリカ、ドイツの順でそれぞれ前年同期比38.7%増、198.9%増、20.1%増、3.7%増、30.2%増となった。

中国外資導入の件数と金額の伸び率
各単月の前年同月比



◆11月の製造業PMI、拡大止まる

景気先行指数PMI(購買担当者指数)の11月分が政府(国家統計局)と民間(財新)で発表された。

製造業PMIは統計局発表では前月より0.2ポイント下落の50.0、財新発表では前月より0.1ポイント上昇の50.2だった。指数は、「50」を判断の分かれ目として景気の拡大・減退を示しているが、統計局はちょうど分岐点の50.0を示し、16年7月(49.9)以来の低水準となった。

国内経済の減速懸念や、米中貿易摩擦に関する先行き不安が要因とされる。

◆706品目の輸入関税引き下げ、1月から

中国財政部は12月24日、「2019年・輸出入暫定税率等調整計画」を発表した。輸入関税の引き下げでは、706品目に対して現行の最恵国税率よりも低い暫定税率を来年1月1日より適用、更に電子・IT製品を対象とする298品目に対して7月1日より通算4回目の減税を実施する。輸出関税についても、94品目に対して1月1日より関税を撤廃。自由貿易協定(FTA)締結国、並びに香港・マカオ両特別行政区政府と結ぶ経済緊密化協定(CEPA)締結地域からの輸入品目に対する協定税率の引き下げも拡大するとした。

今回の輸入関税引き下げは、11月に開催した中国国際輸入博覧会の開幕式で習近平国家主席が示した対外開放拡大の方針に沿ったもの。習主席は関税引き下げなどを通じて今後15年で中国のモノの輸入が30兆ドル(約3,330兆円)以上になるとの見通しを語っていた。

2019年・輸出入暫定税率等調整計画、要点	
輸入関税引き下げ	・2019年1月1日から706品目(雑穀、医薬品原料、石油製品、毛皮、航空機エンジン、ウランなど)を対象に。 ・2019年7月1日から298品目の電子・IT製品を対象に。
輸出関税撤廃	・2019年1月1日から94品目(化学肥料、燐灰石、鉄鉱砂、スラグ、コークス、木材パルプなど)を対象に。
協定税率引き下げ	・2019年1月1日からFTA締結国のニュージーランド、ペルー、コスタリカ、スイス、アイスランド、オーストラリア、韓国、ジョージア、CEPAの香港、マカオを対象に。

◆米中貿易摩擦、中国側が譲歩の姿勢

中国財政部は12月14日、来年1月1日より米国製の完成車及び部品計211品目に対し、追加関税を3ヵ月間停止するとした。現行では144品目に25%、67品目に5%の追加関税を課している。米国製完成車の輸入には、追加関税の上乗せで40%の関税を課していたが、他国と同様15%に引き下がる。

12月23日には、全国人民代表大会(全人代)常務委員会に提出された外商投資法(草案)に「行政機関及びその職員が行政手段を通じて技術移転を強制してはならない」と明記された。知的財産権侵害と米国企業への技術移転の強要については米中貿易摩擦の背景となっており、中国はこれまで強制的な技術移転は「存在していない」としていたが、中国が貿易摩擦の緩和に向け、譲歩の姿勢を見せている。

◆中国自動車販売、28年ぶりに前年割れ

中国汽车工业协会は1月14日、中国国内の今年の自動車販売台数が前年比2.8%減の2,808万600台であったと発表した。台数の前年割れは天安門事件直後の1998年以来で28年ぶりという。

低迷の背景には、中・小型車向けの減税措置の終了や米中貿易戦争などの影響がある。自動車業界が冷え込む中、日系メーカーは明暗が分かれ、トヨタが147.5万台(前年比14.3%増)、日産が156.4万台(同2.9%増)と販売が伸びた一方、ホンダは143.2万台(同0.6%減)、マツダは27.2万台(同12%減)と前年割れだった。

協会は19年の販売予測をほぼ横ばいの2,810万台としたが、月別販売台数は昨年7月から6ヵ月連続減少と販売不振に歯止めがかかっておらず、19年は予断を許さない状況が続きそうだ。

◆新エネ車は初の単年100万台超え

中国汽车工业协会は1月14日、今年のEV(電気自動車)、PHV(プラグインハイブリッド車)を指す新エネ車の販売が前年比61.7%増となる125.6万台に上ったと発表した。自動車市場が減少する中、新エネ車においては昨年の77万台から急増し、明るい材料となった。

新エネ車の内訳は、乗用EVが前年比68.4%増の78.8万台、乗用PHVが同139.6%増の26.5万台、商用EVが前年比6.3%増の19.6万台、商用PHVが58%減の6,000台だった。協会は19年の新エネ車の販売予測を160万台とした。

◆預金準備率を引き下げ、3ヵ月ぶり

中国人民銀行(中央銀行)は1月4日、市中銀行から強制的に預かる資金の比率である預金準備率を1%引き下げる金融緩和策を発表した。春節前の1月15日、25日にそれぞれ0.5%ずつ引き下げる。預金準備率の引き下げは10月以来約3ヶ月ぶり。

今回は2016年3月以来の全銀行が対象となる措置で、大手銀行の預金準備率は14.5%から13.5%に、中小銀行は12.5%から11.5%に引き下げられる。大手銀行の13.5%は世界金融危機直後の2008年12月に設定された預金準備率(15.5%)より更に2.0%低い数値となっている。引き下げで市場に8,000億元(約12.7兆円)を供給する効果があるとされ、景気を下支えする狙いがある。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年 月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2012年	115,091	▲10.8	150,387	2.7	▲35,296	赤字拡大
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字拡大
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年12月	14,026	▲7.0	15,970	▲6.4	▲1,944	赤字縮小
2018年1-12月	159,020	6.8	191,787	4.0	▲32,767	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

12月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	70,240	100.0
	内 訳		
	アメリカ	14,347	20.4
	E U	8,229	11.7
	アジア	38,292	54.5
輸入	うち中国	14,026	20.0
	総額	70,793	100.0
	内 訳		
	アメリカ	8,668	12.2
	E U	8,022	11.3
	アジア	32,859	46.4
	うち中国	15,970	22.6

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

12月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	減少	1	半導体等製造装置	▲34.3	▲2.4
		2	通信機	▲67.1	▲1.5
		3	電気回路等の機器	▲25.7	▲1.1
輸入	増加	1	有機化合物	21.7	0.4
		2	金属製品	11.4	0.4
		3	音響映像機器(含部品)	6.7	0.3
	減少	1	通信機	▲42.6	▲7.0
		2	衣類・同付属品	▲11.3	▲1.0
		3	石油製品	▲32.0	▲0.1

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2012年	20,594	▲10.2	17.9	19,512	3.6	13.0	1,082	黒字縮小
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字転換
2018年12月	2,774	▲2.4	19.8	1,991	6.3	12.5	783	黒字縮小
2018年1-12月	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

12月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	17,081	100.0
	内 訳		
	アメリカ	4,464	26.1
	E U	2,825	16.5
	アジア	6,568	38.5
輸入	うち中国	2,774	16.2
	総額	8,996	100.0
	内 訳		
	アメリカ	826	9.2
	E U	993	11.0
	アジア	4,538	50.4
	うち中国	1,991	22.1

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

12月の主な増減品目

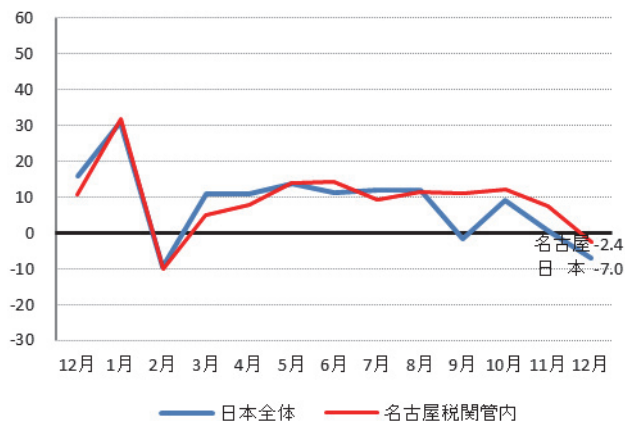
単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	石油製品	110.8	1.0
		2	電気回路等の機器	▲31.1	▲1.5
	減少	1	半導体等製造装置	▲46.0	▲1.2
		2	金属加工機械	▲20.5	▲1.0
輸入	増加	1	がん具及び遊戯用具	68.1	1.9
		2	音響・映像機器(含部品)	24.6	0.7
	減少	1	衣類及び同附属品	▲12.2	▲1.4

出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

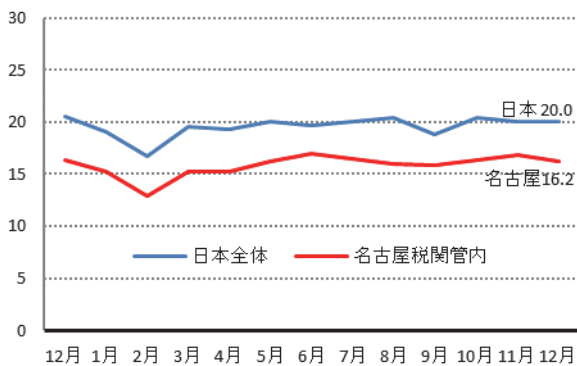
中国への輸出額の月別伸率(%)



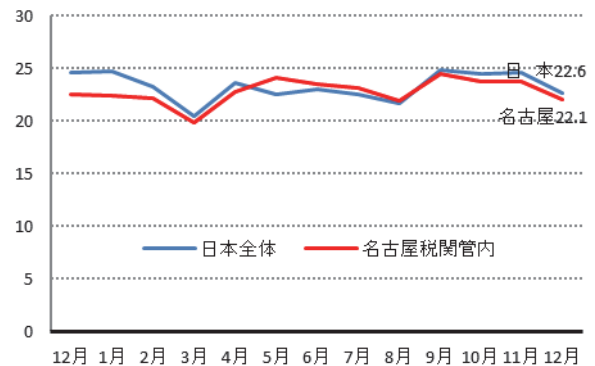
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率
2011年	18,986	20.3	17,436	24.9
2012年	20,489	7.9	18,178	4.3
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年12月	2,213	▲4.4	1,642	▲7.6
2018年1-12月	24,874	9.9	21,356	15.8

出所：中国税関総署

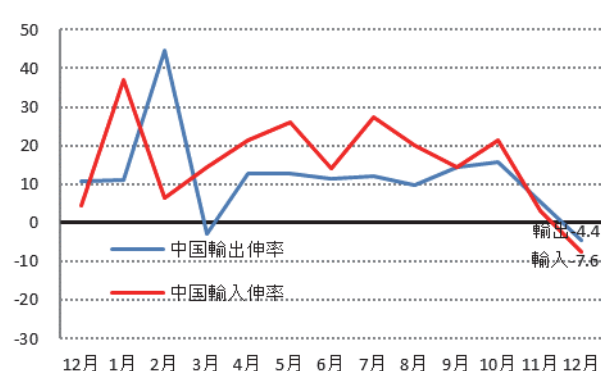
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

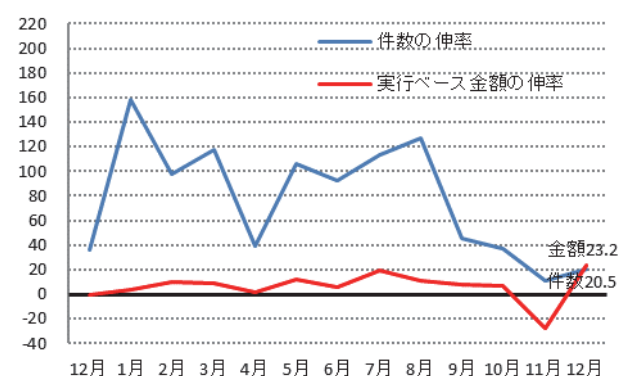
年 月	件 数		実行ベース金額	
	件 数	伸 率	金 額	伸 率
2011年	27,406	1.1	1,160.1	9.7
2012年	27,712	▲10.1	1,11.2	▲3.7
2013年	24,925	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年12月	5,830	20.5	137.1	23.2
2018年1-12月	60,533	69.8	1,349.7	3.0

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	12月	1-12月
消費者物価指数	1.9	2.1
うち都市	1.9	2.1
農村	1.9	2.1
うち食品	2.5	1.8
食品以外	1.7	2.2
うち消費財	1.7	1.9
サービス	2.1	2.5

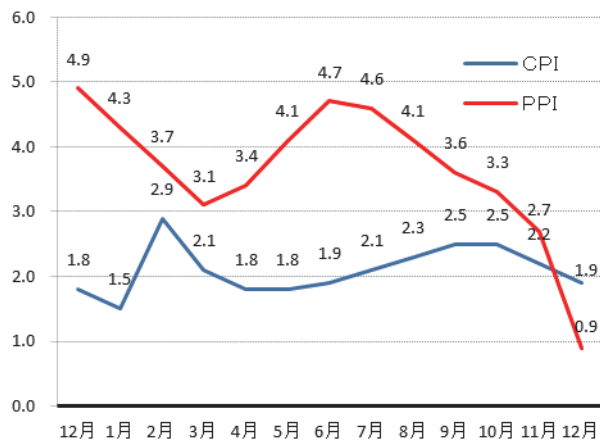
出所：中国国家统计局工業生産者物価指数PPI (%)

工業生産者物価指数PPI (%)

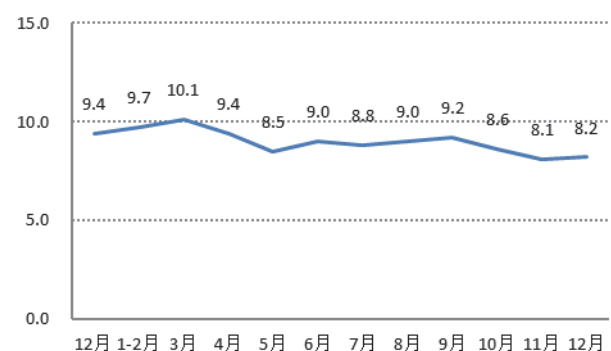
	12月	1-12月
工業生産者物価指数(PPI)	0.9	3.5
うち生産資材	1.0	4.6
うち採掘	3.8	8.8
原材料	0.8	6.3
加工	0.8	3.5
生活資材	0.7	0.5
うち食品	0.9	0.5
衣類	1.6	0.8
一般日用品	0.4	1.0
耐久消費財	0.2	▲0.2
工業生産者仕入物価指数	1.6	4.1
うち燃料、動力類	3.8	7.1

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家统计局

CPIとPPIの月別推移(%)



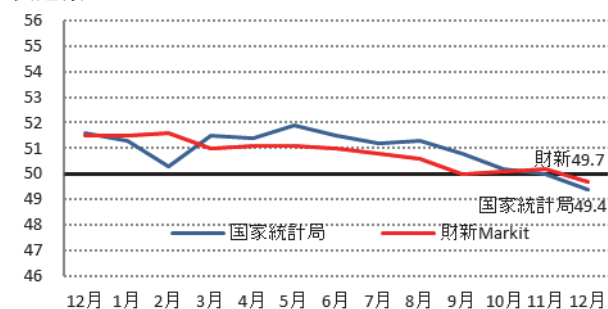
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家统计局

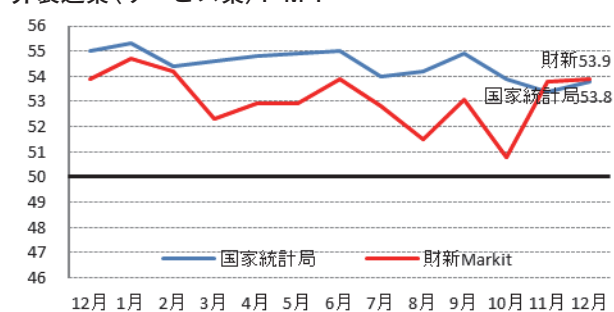
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

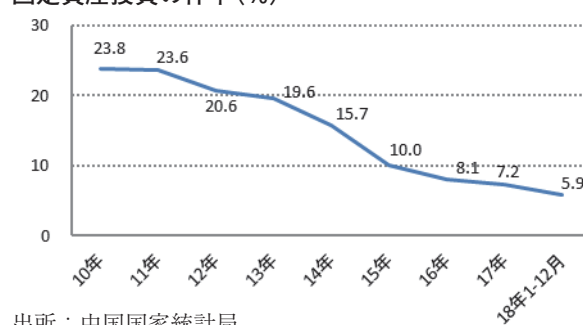


中国の固定資産投資

1-12月分月の固定資産投資

		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		635,636	5.9
産業別	第一次	22,413	12.9
	第二次	237,899	6.2
	第三次	375,324	5.5
地域別	東部	N/A	5.7
	中部	N/A	10.0
	西部	N/A	4.7
	東北	N/A	1.0

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

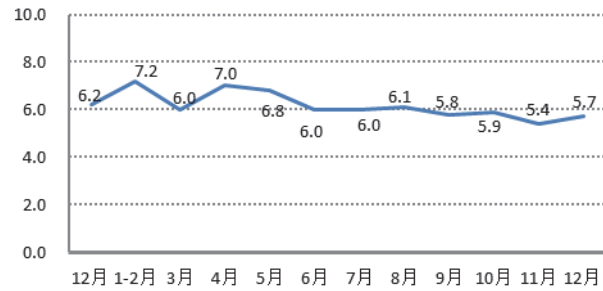
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	12月	1-12月
一定規模以上の工業生産	5.7	6.2
内訳 鉱業	3.6	2.3
製造業	5.5	6.5
電気・ガス・熱・水生産供給業	9.6	9.9
内訳 国有企業	3.6	6.2
集団企業	▲1.4	▲1.2
株式制企業	7.0	6.6
外資系企業	1.7	4.8

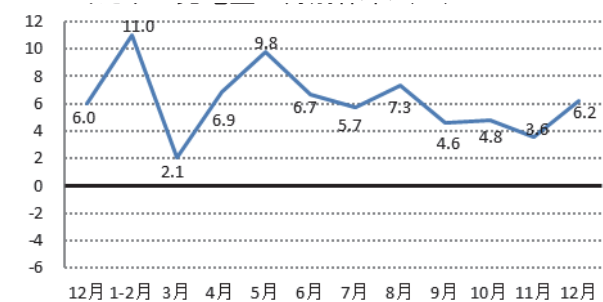
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



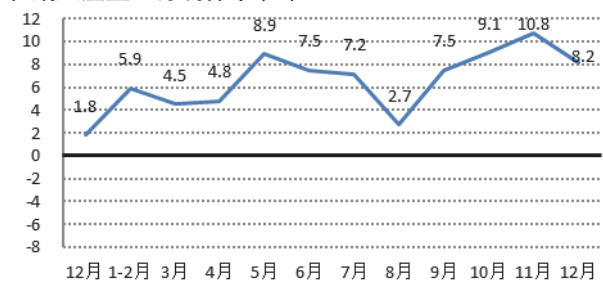
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



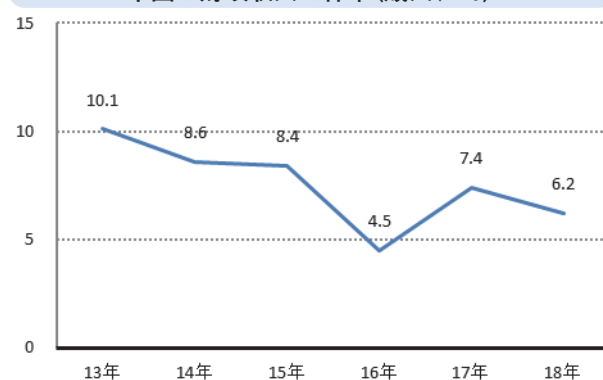
出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

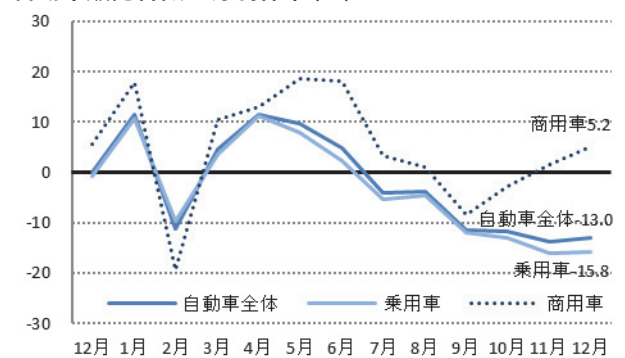
中国の自動車販売台数

台数：万台

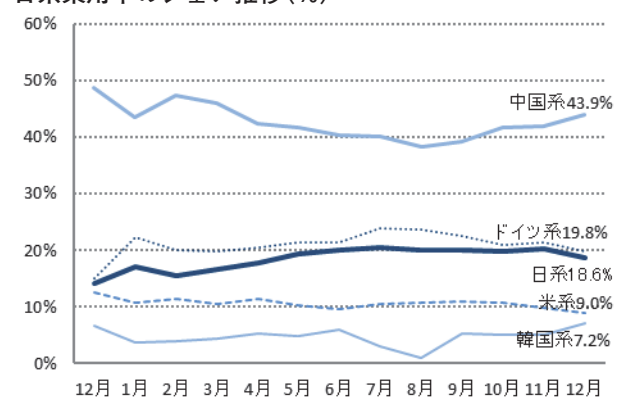
年月	自動車		
		乗用車	商用車
2012年	1,930	1,550	381
2013年	2,198	1,793	406
2014年	2,349	1,970	379
2015年	2,460	2,115	345
2016年	2,803	2,438	365
2017年	2,887	2,471	416
18年12月	266	223	43
18年1-12月	2,808	2,371	437

出所：中国汽车工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車含まず。

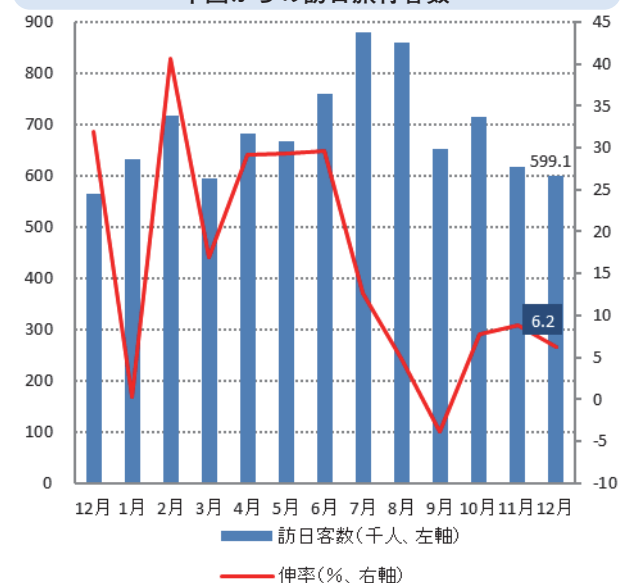
自動車販売台数の月別伸率(%)



日系乗用車のシェア推移(%)



中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局